



# 恣意的な理由による 不当なボーナスカット

2011 年年末手当も不当にもカットされた。理由は以下の通りである。  
ボーナスをカットするために指導項目を恣意的に注意としたものである

## 1 A 組合員

- 1 4月頃、上り列車運転時の停車・通過の確認において、駅名を誤って喚 呼した。
- 2 4月頃、上り列車の岐阜羽島駅停車時、発車時刻まで2分以上あるにもかかわらず、レバーサーを切りとしなかった。
- 3 8月頃、大一両における発車時刻の確認時、ナビ画面の時計にて確認した。

## B 組合員

- 1 4月頃、三島車両所における運転整備時、列番設定後の照合を一桁づつ行わなかった。
- 2 7月頃、名古屋電留線にて地上信号機の背面を通過したにもかかわらず、停止位置確認の喚呼を怠った。
- 3 7月頃、名古屋車両所から名古屋駅間における入れ換え4原則確認時、戸じめ点の指押し確認を怠った。

**賃金カットは、労働者にとっては暴力である！**

注意指導する側は、単なる注意と思っているかもしれないが、カットされる側は、生活が掛かっている。恣意的に注意指導を行っているが、そのために賃金をカットされ生活を脅かされている。恣意的な注意指導は、イジメそのものの暴力である。